

第4章 街路樹・公園樹管理の基本方針及び具体的な取組

4-1 基本方針① 樹木の計画的な更新及び樹木更新にあわせた配置の適正化

樹木の大木化・老木化の進行は、倒木による事故リスクを増加させるだけでなく、根上りによる通行の支障等を引き起こします。街路樹では、建築限界などの制約のある道路空間において、また公園樹では道路や民地に近接する箇所等において、樹木が大きくなりすぎると、強めの剪定を余儀なくされ、景観の低下や生育不良を引き起こします。

樹木の生長とともに生じるこれらの課題に対応し、将来を見据えて計画的に樹木の更新と配置の適正化を進めていきます。

〈街路樹〉

(1) 道路空間や周辺環境に応じた樹木整備の基本的な考え方

道路空間や周辺環境に対して大きくなりすぎることや、植栽間隔が狭いことなどから、十分な植栽環境が確保できていない街路樹や、歩道幅員が狭く、十分な有効幅員が確保できていない街路樹について、樹木の更新にあたり道路空間への適正配置の見直しを図ります。

① 樹木の植栽間隔の見直し

隣接する樹木との間隔が樹冠幅に比べて狭い場合には、樹木の生育空間を確保するように植栽間隔を見直します。街路樹の植栽間隔は、基本的に、望ましいとされる間隔（道路緑化技術基準・同解説：6～10m程度）等を参考に、樹高や樹冠に関わらず10mを目安とします。車両乗入部や地中埋設物等の植栽基盤の制約や、現況樹木の樹冠の大きさによっては、10m以上の植栽間隔とすることもあります。

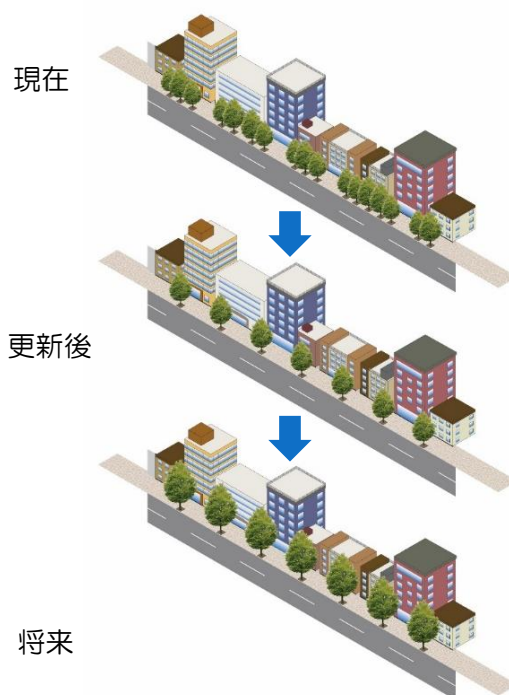


図 高密度化した樹木の植栽間隔の適正化イメージ

② 見通しの確保（交差点等からの距離の確保）

街路樹を植栽後、幹や枝葉の生長に伴って交差点や横断歩道、乗り入れ部での見通しが確保できなくなり道路通行の安全に支障をきたします。このため、これらの周辺では植栽にあたり十分な離隔を確保する必要があります。

これらの見通しなどの確保に加え、具体の街路樹配置の検討にあたっては、地中の共同溝等の道路付属物も根の伸長に影響するため、道路の管理者とも調整を行い植栽配置の検討を行います。

また交差点の周辺においては、低木等の高さによっては、子どもや車いす利用者などの歩行者が見えにくくなる箇所があるため、個々の場所の状況に応じて低木等の高さを抑えることとします。

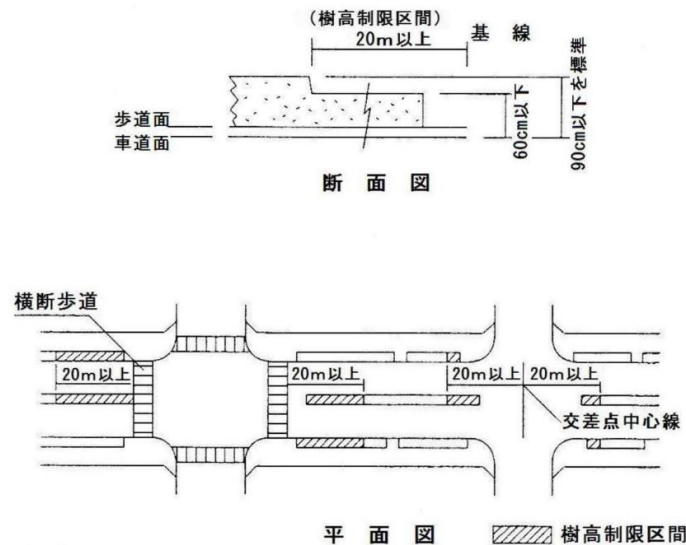


図 交差点付近等における樹高制限区間

③ 歩道幅員の確保

道路構造令や道路の移動等円滑化整備ガイドラインに基づき、車椅子が歩道内で円滑にすれ違うことが可能となる幅員として、原則、歩道の有効幅員は2m以上（歩行者の交通量が多い道路は3.5m以上）を基本とし、植樹帯があることで有効幅員が2mに満たない場合は、歩道舗装を含めた改修時に植樹帯を縮小又は撤去することを基本とします。

歩道幅員が狭い路線では、通行の安全性の確保のため、低木等を標準として植栽します。

《狭幅員タイプ 歩道幅員 2.5m 未満》

歩道幅員が 2.5m 未満の路線は、高木を植えるために必要な幅を有していないことから、低木を標準として植栽することとします。ただし、植樹帯が、植栽を連続して配置しない単独の植樹柵である場合には、現場状況を踏まえて検討し、安全確保の観点から植栽を撤去する場合があります。

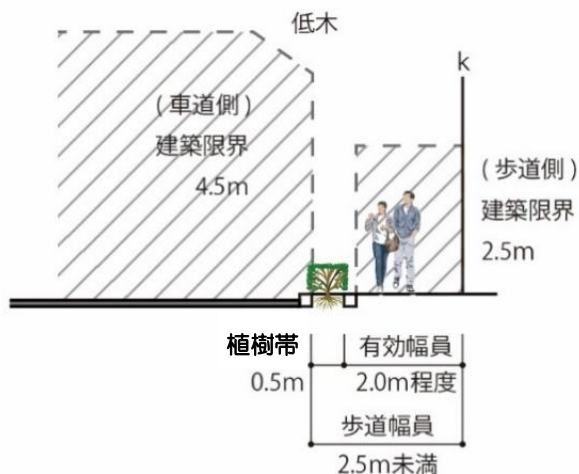


写真 植樹柵イメージ

出典：道路緑化技術基準・同解説

図 狭幅員タイプの標準断面図

《中間幅員①タイプ 歩道幅員 2.5m 以上 3.5m 未満》

歩道幅員が 2.5m 以上 3.5m 未満となる路線では、基本的に植樹帯は、植栽を連続して配置しない単独の植樹柵とし、高木を植栽します。

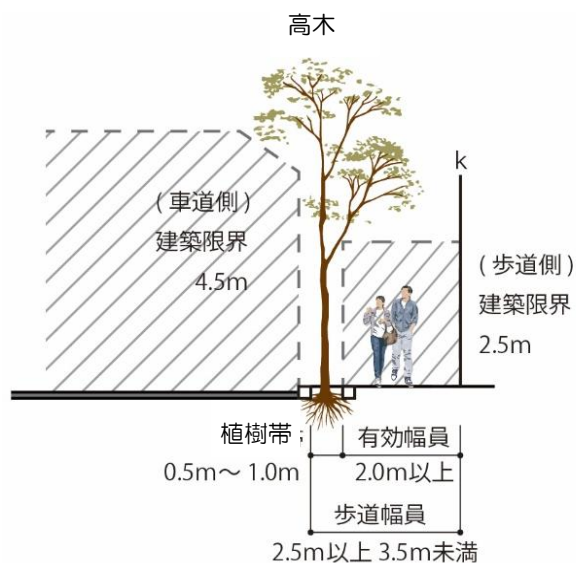


図 中間幅員①タイプ 標準断面図

《中間幅員②タイプ 歩道幅員 3.5m以上》

歩道幅員が 3.5m 以上となる路線における植樹帯は、基本的に、植栽を単独または連続して配置する植樹樹に高木を植栽します。植栽を連続して配置する植樹樹の場合は、高木等とあわせて低木を植栽します。

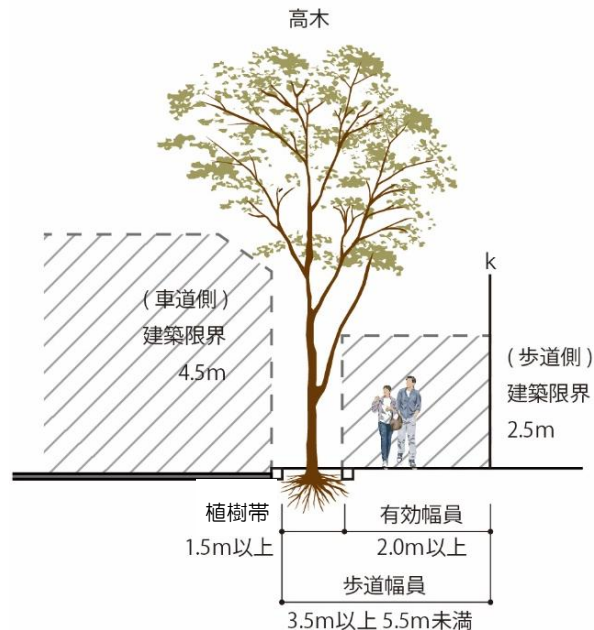


図 中間幅員②タイプ 標準断面図

④ 道路空間や周辺環境にあわせた樹種の選定

樹木を更新する場合は、歩道の有効幅員や周辺環境を踏まえたうえで、以下の事項に配慮し樹種を検討します。

《樹種を選定する際の配慮事項》

○沿道の土地利用に適した樹種

街路樹は、沿道の土地利用（商業地域、住居地域、工業地域など）により、求められる役割や機能も異なります。街路樹が、地域の魅力や快適性の向上、環境改善などに資するよう、それぞれの土地利用に適した樹種を選定します。

(イメージ)

✓ 全地域

樹木の樹形や大きさがオフィスビルや木造住宅などの周辺建物と景観やデザイン面の調和

✓ 商業地域、住居地域

歩行者や働く人々の快適性を高める適度な緑陰の形成

新緑、紅葉、落葉など、季節感のある街並みの形成

- ✓ 商業地域
並木道など都市の観光資源となるなど、都市の魅力向上
- ✓ 住居地域
花の咲く樹種など、地域の魅力向上、
落ち葉が少ないなどの維持管理の容易さ
- ✓ 工業地域
排気ガスや粉塵などの大気浄化や環境改善

○生育空間に適した樹種

沿道の土地利用を考慮したうえで、歩道幅員などの道路における生育空間に配慮した樹種の選定が必要となります。歩道幅員が広い道路では、緑量・緑陰を確保するため、樹冠を大きく管理できる樹種を選定します。

○環境への適応性

樹木の種類は、地域の気象条件や土壌環境に適した樹種を主体に選定することを基本とします。

○維持管理の容易さ

過去の倒木事例等を踏まえ、倒木しやすい樹木については、新規に植栽しないこととします。

○その他（樹木のもつ特性）

樹木には、種子・綿毛の飛散、病害虫の多発、樹液や虫の排泄部の落下など、近隣住民や利用者へ影響を与える特性もあることから、これらにも配慮した樹種の選定を行います。

（２）大木化・老木化した樹木の計画的更新

街路樹は公園樹に比べ空間的な制約が多いことから、目標樹形・樹高を定め、定期的な剪定により樹形を維持したとしても、特に狭い道路などでは、地下の根の伸長や、地上部の幹や枝が伸長できる空間がなくなり、安全面や生育面などで様々な問題が発生します。

街路樹は、基本的には、老木化などにより健全度が低下した段階で更新を図ります。また、大木化し強めの剪定を実施しなければ、道路区域内で目標樹形・樹高を維持することが困難になった場合においても、計画的な樹木更新を実施します。

(3) 樹木の生長に配慮した植栽基盤の確保

《土壌改良、有効土層、根の生長範囲に応じた植樹柵の確保》

望ましい植栽基盤とは、樹木の根が支障無く伸長し、水分や養分を吸収出来る土壌環境をさします。街路樹では、植栽地の土壌環境が悪いことで、樹形が悪くなることや、生育不良となる例がみられます。

植栽基盤の有効土層の範囲は、樹木の種類や大きさによって一定以上の厚さと広がりが必要です。制約条件(※)の多い植栽基盤は街路樹にとってかなり厳しい環境です。

(※) 高度に都市化された大阪市において、道路は上下水道やガスなどのインフラ施設が多数埋設されているほか、電柱にかかる電線や通信ケーブル、道路照明、信号、標識などの多種多様な施設を収容しています。

植栽当初から樹木が大きくなることを想定し、将来必要となる根の成育範囲に応じ、良好な土壌環境を確保する必要があります。樹木の植栽にあたっては、必要に応じて土壌改良を行い、良好な土壌環境を確保するような取組を進めます。

《根上り対策》

樹木の生長に伴い、行き場を失った根は路盤と舗装（表層）の隙間や縁石と基礎の隙間、民地へ伸長し、根上りを引き起こします。根上りに対しては、樹木の根の健全な伸長を促す根系誘導基盤材の敷設や、防根シート等による根止めなどの対策がありますが、これらの対策には、道路の地下埋設物や周辺道路構造物も含めた改修が必要となり追加の施工が非常に困難であることから、道路改修とあわせて対策を図る必要があります。

特に狭い歩道において、同じ樹種で更新することで、将来、同様の問題の発生が予想される場合は、大木化しない樹種や生長の遅い樹種への転換を図るなど、道路空間や周辺環境にあわせた樹種へ見直します。

一方、御堂筋などの本市を代表する幹線道路では、道路空間や周辺環境にあわせてイチョウやケヤキなどの将来大木化する樹種が多く植えられており、これらの路線の街路樹については、今後も本市の都市魅力を発信していくために、守り育てていく必要があります。

【参考】植栽基盤と樹木根系の分布について

街路樹の標準的な樹木根系の分布と土層の関係については、以下のとおりです。

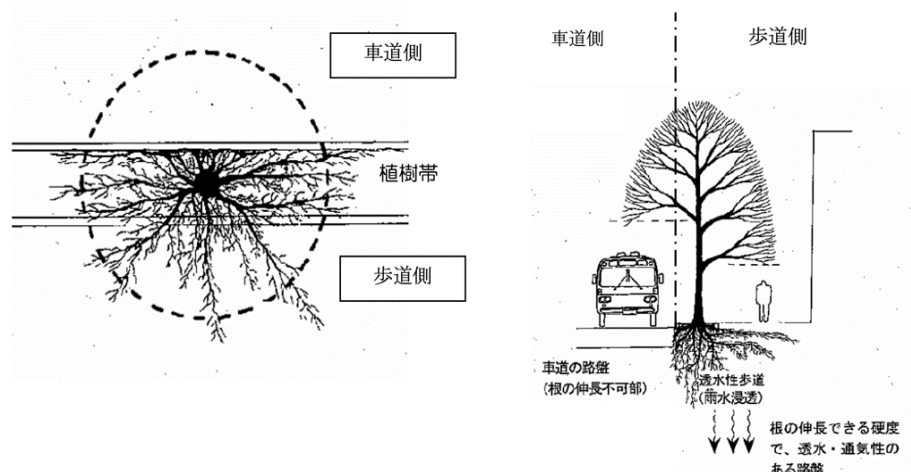


図 植栽基盤と樹木根系の分布（左：平面図、右：横断面図）

出典：街路樹剪定ハンドブック

① 根の伸長範囲

植物が順調に育つためには、根が健全な状態であることが基本的な条件です。街路樹が根を伸ばせる範囲は植樹帯や植樹樹の中と、あまり強く土が締め固められていない歩道の下だけになります。強固に土が締め固められた車道の下には、根を伸ばす余地がありません。

② 土層Ⅰ

植物が育つために一番大きな働きをする根の細根が発達しているのは、次図に示す層の地表から約30cmの範囲になります。この部分では、根の呼吸や養分の吸収が盛んに行われることから、水と空気の供給が最も重要になります。この部分の土をできるだけ柔らかくし、細根の発達を促すことが重要です。

③ 土層Ⅱ

次図のⅡ層は透水や保水が確保され、土壌成分や科学的性質に異常がなく、支持根などが良く伸びる植栽基盤であることが重要となります。

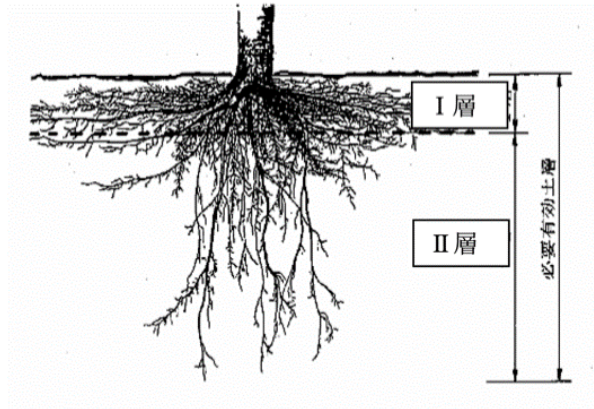


図 樹木根系図（街路樹縦断方向断面）

出典：街路樹剪定ハンドブック

④ 有効土層

樹木の生長に必要な標準有効土層（II層までの範囲）は、一般的に下図の範囲となります。望ましい深さを確保するのが基本ですが、制約がある場合でも、必要最小の深さを確保するよう取り組んでいます。

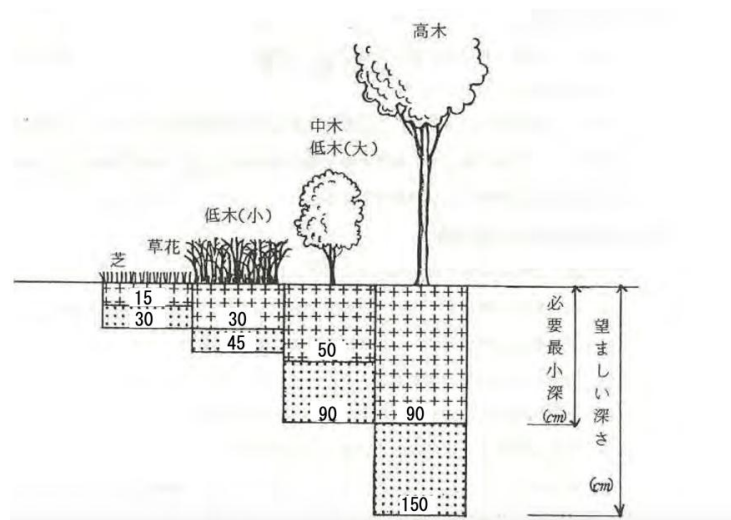


図 有効土層

出典：街路樹剪定ハンドブック

〈公園樹〉

（１） 植栽場所に応じた樹木管理

公園樹等の植栽場所は、それぞれの空間における制約条件や植栽目的によって、大きく外周植栽（道路側・民地側）と一般園地（遊び場・広場、園路・通路沿い等）の2つに分けられ、植栽場所に応じ、樹木の生育に伴い様々な課題が生じます。

今後は、これらの2つの植栽場所を考慮した植栽の配置基準や管理水準を定め、利用者や公園周辺の安全確保を第一に、樹木の健全な保全育成に努めます。



枝葉の繁茂により外部からの見通しを阻害する樹木



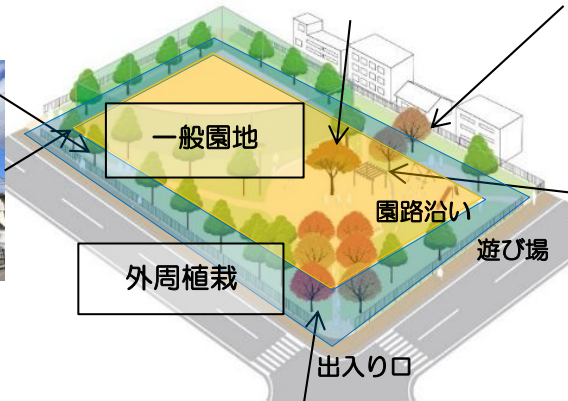
遊具や園路との干渉で、正常な施設の利用環境を阻害する樹木



住宅や事業所への越境枝や落葉対応のため、強めに剪定し樹形が乱れた樹木



建築限界の違反や架空線との干渉がみられるため、樹木を強めに剪定



強めに剪定し緑陰が少ない園路沿いの樹木



枯れ枝、病害虫などの異常がある樹木



公園の顔となる出入口部であるにも関わらず、樹形が乱れている樹木



強めに剪定し樹形が乱れた樹木

写真 植栽場所ごとの主な課題

《場所ごとの植栽の目的と機能》

○外周植栽（道路側・民地側）

公園の外周に植栽された樹木で、進入防止・飛び出し防止や隣接地との緩衝帯、街並み景観を向上させる機能があります。また、隣接地の状況により、求められる植栽機能や維持管理にあたる制約条件が異なるため、隣接地に応じた保全育成を行います。

○一般園地（遊び場・広場、園路・通路等）

「外周植栽」以外の遊び場・広場や園路・通路沿い等に植栽された樹木。花を楽しむことのできる憩いの場をつくるための花木類、里山のような活動の場づくりのための雑木、公園のテーマを反映したシンボルツリー等、公園の性格や特色を形成します。

一般園地は隣接地への影響が比較的小さいため、公園の見通しなどにも配慮しながら、自然樹形を基本に、健全な樹木の保全育成を行っていきます。

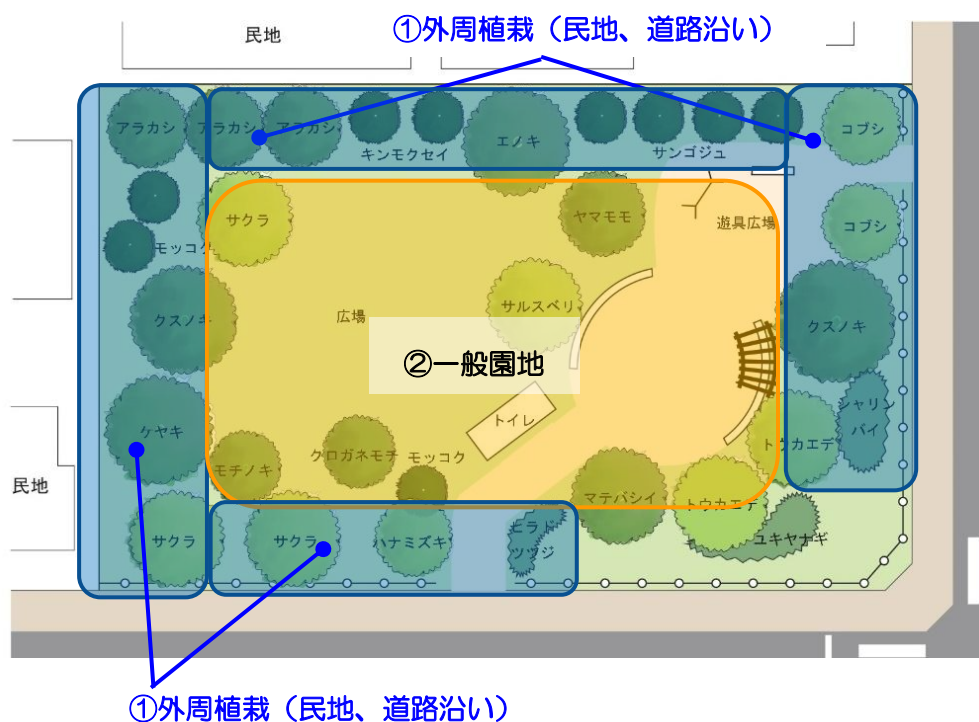


図 植栽箇所別 2区分イメージ図

（２）公園の空間構成や周辺環境に応じた樹木管理の考え方

公園の空間や周辺環境に対して、樹木が大きくなりすぎたり、生長に伴い樹木同士が競合し、樹木を健全に大きく育てるための十分な植栽環境が確保できていない公園樹については、更新する際に、公園樹の生育空間に応じ、配置の適正化を図ります。また、将来の生長を考慮しながら敷地規模や立地条件を踏まえた樹種に見直します。

① 樹木の植栽配置の見直し

隣接地への越境をしないように、強めに剪定を行うと、樹木の健全性の低下を引き起こす場合があります。倒木や落枝などの事故を防ぐため、次の事項に配慮し、将来の生長を予測し、植栽配置の適正化を図ります。

《植栽配置の配慮事項》

○枝葉の越境に対する配慮（外周植栽）

道路空間には、車輛及び歩行者の通行の安全性・快適性を保つために、歩道の場合、高さ 2.5m、車道の場合、高さ 4.5mの範囲で建築限界が設定されています。公園敷地に道路用地が隣接する場合は、これらに配慮する必要があります。また、公園の周辺には道路同様に民地もあることから、民地への樹木の枝葉の越境についても配慮する必要があります。このため、道路及び民地境界に近い部分へ植栽を行う場合は、将来生長する樹冠の大きさを考慮して検討する必要があります。

植栽の位置と道路及び民地境界との関係について、生育後の枝葉の越境を考慮し、高木は道路及び民地境界から 3.0 m 以上離して植栽することを基本とします。



図 公園樹の道路及び民地境界部の植栽配置イメージ

○日照確保に関する配慮（外周植栽、内部植栽）

公園の北側に住宅地等が隣接している場合は、日照を妨げないよう、樹種と樹木の将来の生長を考慮し、植栽を配置します。

○安全性に関する配慮

【倒木による被災の回避】（外周植栽）

強風の場合の風向を考慮し、民地への倒木による被災を避けるため、民地側に植栽する場合には、根がしっかりと張る樹木を用いることとし、倒伏の恐れの高い樹木は用いないようにします。

【犯罪要素の回避】（外周植栽）

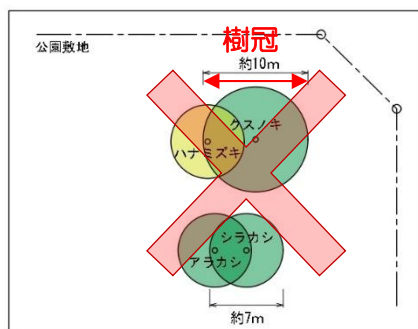
住宅等が隣接している場合は、公園樹を登って住宅地に侵入する・住宅地を覗くなどの行為が行われないよう配慮し、植栽を配置します。

【見通しの確保】（外周植栽、内部植栽）

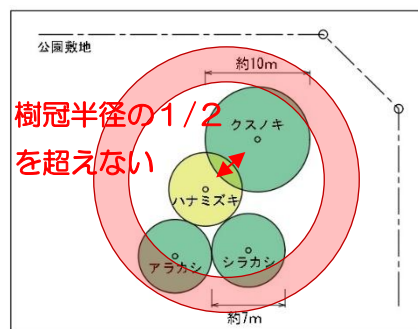
都市公園における植栽について、計画の段階より、公園樹の安全性確保のため、通行人や周辺住民からの見通しに配慮して、配置や樹種の選定にあたるものとし、例えば、視線の高さよりも上部に樹冠を形成する高木や、視線の高さまで大きくはならない樹高の低い樹種を選定することにより、視線を連続して遮らないよう考慮します。また、公園内においても、植栽により見通しの悪い空間ができないように配慮します。

② 樹木の植栽間隔・密度の見直し

密植による生育阻害や防犯上の死角の発生などを未然に防ぐため、利用形態や樹種特性に応じた植栽間隔や密度を定めます。公園樹の植栽密度は、樹林地を復元するような場合を除き、原則として生育後の樹冠が互いに重複するような密な間隔は避け、樹冠の重なりがそれぞれの樹冠半径の $1/2$ を超えない程度とします。



望ましくない配植間隔例



望ましい配植間隔例

図 公園樹の植栽密度イメージ

表 将来生長した場合の、主な公園樹の樹冠の目安

種別	樹冠の目安	主な樹種	
		落葉樹	常葉樹
大樹冠	12m	イチョウ、ケヤキ、ソメイヨシノ、ユリノキ	クスノキ、スダジイ、タブノキ
中樹冠	8m	イロハモミジ、カツラ、クヌギ、コナラ、コブシ、ナンキンハゼ、ハナミズキ	シラカシ、ホルトノキ、ホソバタイサンボク、マテバシイ
小樹冠	3～4m	ウメ、エゴノキ、オカメザクラ、カリン、サルスベリ	アラカシ、サンゴジュ、ユズリハ、ヤマモモ

③ 公園空間や周辺環境にあわせた樹種の見直し

樹木を更新する場合は、公園整備当初の植栽の目的・機能を考慮しつつ、周辺環境や立地特性、環境への適応性、維持管理コスト、安全性などに配慮しながら、現況のままの樹種とするか、高木で樹種を変更するか、低木等に変更するかを検討します。

《樹種を見直す際の配慮事項》

○公園毎や空間毎に求められる植栽の役割・機能

都市公園は種別及び規模によって基本的な役割が異なるだけでなく、各空間の規模や形状などの特性が異なることから、公園内で整備当初に計画されたゾーニングや施設配置等を踏まえて、それぞれの公園毎や空間毎に求められる植栽の目的・機能を考慮した樹種を選定します。

○周辺環境や公園の立地特性

公園周辺の建物の有無や海や川が近いなどの立地特性の違いは、園内の日照条件や風の条件に関わることで、樹木の生育環境に大きく影響します。このため、公園の周辺環境を十分に把握したうえで、それぞれの生育環境に適合した樹種を選定します。

○環境への適応性

樹木の種類は、地域の気象条件や土壌環境に適合した樹種を中心に、選定することを基本とします。

○維持管理の容易さ

過去の倒木事例等を踏まえ、倒木しやすい樹木については、新規に植栽しないこととします。また、車両が進入できない公園などでは、高所作業車での剪定作業等ができないことから、大きくなりすぎない樹種を選定する必要があります。

○その他（樹木のもつ特性）

樹木には、種子・綿毛の飛散、病害虫の多発、樹液や虫の排泄部の落下など、近隣住民や利用者へ影響を与える特性もあることから、これらにも配慮した樹種の選定を行います。

（３） 健全に育成することを基本とした樹木の計画的更新

公園樹は道路に比べ空間的にも制約が少なく、樹木を大きく育成することができることから、基本的には健全に育成し、老木化などにより健全度が低下した段階で更新を図ります。

ただし、公園の外周部のように隣接地への越境や生活環境に影響を及ぼす恐れがあり、植栽環境に制約がある場所もあります。そのような場所で大木化した場合は、公園内で目標樹形を維持することが困難となることから、計画的に樹木を更新します。

また、公園の一般園地においても早期の緑量を確保するため、樹木が生長した場合に必要な樹木の生育空間を確保せず、過密に植えられている場合は、目標樹形を維持することが困難となるため、樹木の健全な育成のため、間引きを実施します。

4-2 基本方針② 健全な樹木の保全育成をめざした樹形及び管理水準の設定

樹形を適正に保持することは、個々の樹木の健全性や美観を維持するだけでなく、周辺環境やまちなみとの調和のとれた景観の形成にも寄与します。道路や公園の空間特性や樹種に応じた目標樹形・樹高を設定し、これに基づく剪定管理を行うことで樹形を適正化します。

樹形の適正化にあたっては、市域全域で数年に1回の骨格剪定を実施することで、市域全域の街路樹・公園樹を健全に育成します。また、御堂筋のように市の顔となる路線や、近隣公園・地区公園などの地域を代表する公園では美しい樹形を維持することが期待されますが、これらを維持するためには骨格剪定以外に不要枝の剪定が必要となり、時間や手間がかかります。そこで、不要枝剪定を実施することで、質の高い管理を実施する路線・公園を選定し取り組んでいきます。

〈街路樹〉

(1) 道路空間や周辺環境に応じた目標樹形・樹高及び剪定方針の設定

街路樹を維持管理するにあたっては、目標樹形・樹高を定めることが重要であり、沿道の土地利用や歩道幅員、樹種によって異なる自然樹形を考慮した最大樹高と最大枝張りの目安を設定し、周辺環境（上部の電線類を含む）に応じて、樹形のバランスを保つための剪定管理が必要です。

目標樹形・樹高の設定は下図の計算式により、道路の断面形状（歩道幅員、幹と歩車道境界の間隔）、土地利用分類に応じたクリアランスを踏まえ、樹種特性（プロポーション）に応じた「望ましい樹高・枝張り比（f）」をあてはめ目標樹形の目安を算出します。



図 目標管理樹形設定の考え方

出典：街路樹剪定ハンドブック（（一財）日本造園建設業協会）

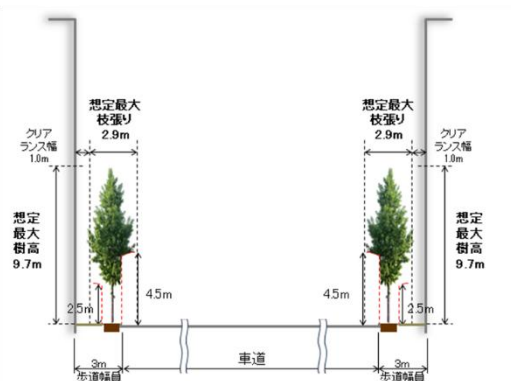
既存の街路樹路線においては、この計算式により算出される数値を参考に、建築限界や道路の現況（電線類の有無、高所作業車による維持管理）等を考慮した目標樹形・樹高を設定したうえで、剪定方針（現状維持、樹冠縮小、樹冠育成）を定め、剪定管理を行います。

本市で多く植栽されているケヤキやクスノキなどにおいては、電線への干渉防止や、道路空間にあわせた樹形にするため、樹木の健全性に配慮したうえで、強めの剪定による樹形の再生が必要になることがあります。

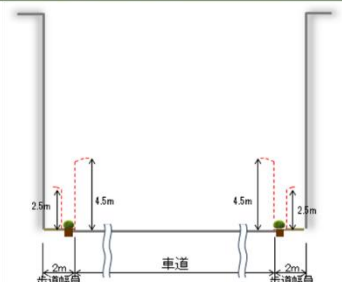
歩道タイプ別の目標樹形（例）

歩道幅員タイプ	歩道幅員	目標枝張り	目標樹高
中間幅員①タイプ	3.0m	2.9m	9.7m
中間幅員②タイプ	4.0m	4.6m	15.5m

中間幅員 ①タイプ（2.5m以上3.5m未満）



狭幅員タイプ（2.5m未満）



中間幅員 ②タイプ（3.5m以上5.5m未満）

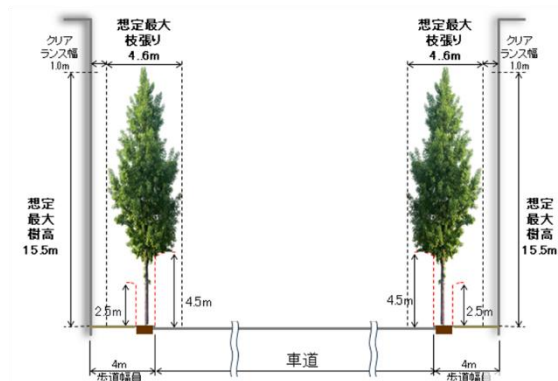


図 歩道幅員タイプ別の目標樹形 模式イメージ図

(2) 適切な時期における適切な剪定作業の実施

《剪定作業、剪定時期》

剪定は樹木の樹高や樹形の維持の他、不要な枝を取り除くことで風通しや日当たりの改善、生育の促進のために行います。その目的や樹種により適切な時期に、骨格剪定や不要枝剪定などの剪定作業を行います。

○剪定作業について

剪定作業は、目的により「骨格剪定」と「不要枝剪定」の2つに大きく分けられます。

(ア) 骨格剪定

骨格剪定は、樹木の自然樹形を基本に、幹と主な枝を整えて樹形の骨格をつくることを目的に行います。樹木を限られた空間に美しく健全に育てる基本の作業です。

(骨格剪定の作業内容)

- ・ 骨格剪定は、樹木の大きさをコントロールする剪定で、全体をより良い樹形にするために、余分な枝を切り落とします。
- ・ 生長して大きくなり過ぎる樹木は、適正な大きさに管理するため目標樹形・樹高を基本に、現況樹形と比較して骨格剪定を行います。

(骨格剪定の効果)

- ・ 骨格剪定は、目標樹形・樹高を設定し行うことで、樹勢を弱らせる強めの剪定によらずに樹形を維持し、健全な樹木の育成に寄与するとともに、管理作業が計画的に行えるようになります。
- ・ 目標樹形・樹高に向けて植栽当初から計画的に骨格剪定を行うことで、樹形が早く整い、成木になってからの維持管理を効率的に行うことが可能となります。
- ・ 幹の肥大化と根上りの抑制、枝葉密度を減らし風倒のリスクの回避などにつながります。

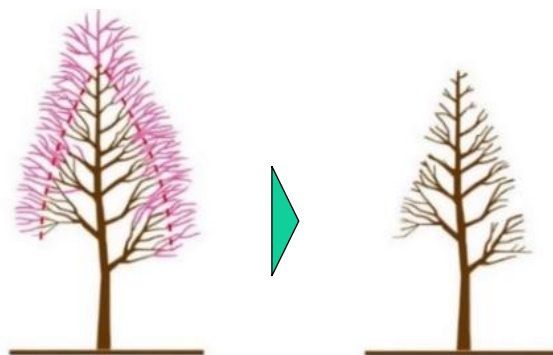


図 骨格剪定のイメージ

(イ) 不要枝剪定

不要枝剪定は、雑然と繁茂した樹木を主として、美観上、樹形を整えるために行う剪定のこと、整姿剪定とも呼ばれます。枯損枝の発生を防止するために、樹幹内に日射や風が入るようにして病害虫の発生を予防し、樹木を健康的な状態に保ちます。

(不要枝剪定の作業内容)

- ・ 不要枝剪定は、骨格剪定とは別に樹木の樹形を整え美しく維持するため、混みすぎた徒長枝や樹木の生育上不要な枝を除去するなどの細やかな剪定です。

(不要枝剪定の効果)

- ・ 健全な樹木の育成に加え、見通しの確保や景観・快適性の向上に寄与します。
- ・ 不要枝剪定は、不要な枝葉の密度を減らし、台風襲来前に行うことで倒木や枝折れリスクの回避、枝の傷口からの病害虫発生予防などにつながります。



写真 不要枝剪定のイメージ

○剪定時期について

剪定は、落葉樹と常緑樹の違いや花芽のできる時期、樹種ごとの性質を考えて樹木への負担が少ない時期を選びます。

① 落葉樹の剪定

落葉樹は、落葉の直後から早春の萌芽直前に剪定を行うことが一般的です。樹木が休んでいて影響の少ない冬に剪定を行うことが多く、樹形を整えるために大きく大量に枝を切る「骨格剪定」は、基本的に冬に実施します。

② 常緑樹の剪定

常緑樹の剪定時期は限定されませんが、基本的には温暖な時期に行います。秋の終わりに剪定すると、時期はずれの暖かさにより新芽が発生し、その新芽に露があたると枯れて病気になることがあります。また、丈夫な葉が多くついた常緑樹は強い風に弱いので、台風襲来の前に、込み過ぎていた枝葉を減らす剪定を行うこともあります。

③ 花木の剪定

ハナミズキやコブシなどの花木は、花芽を切らないように花後すみやかに剪定を行うなど、剪定時期に注意しなければなりません。

下図は基本的な剪定の時期を示していますが、樹種によって剪定時期は異なります。

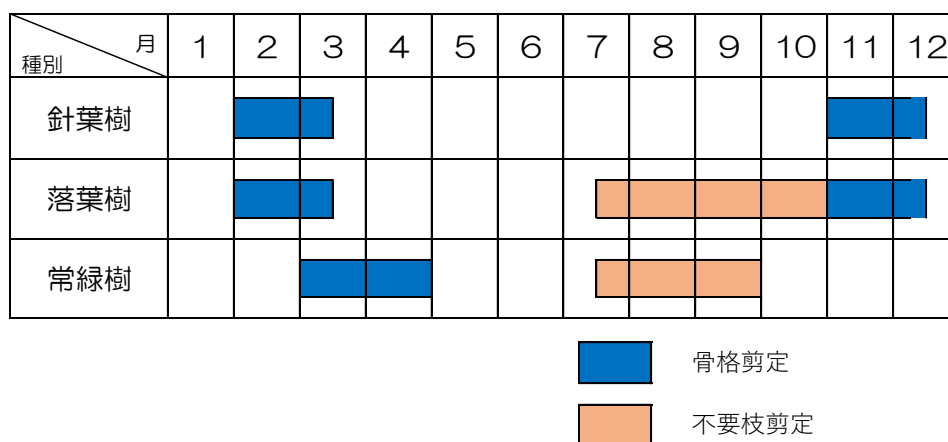


図 剪定時期のイメージ

《剪定頻度について》

樹木は樹種により生長度が異なるため、樹種毎の生長量に応じた剪定により樹形管理を実施します。例えば、下図のような道路幅員でのシラカシの場合で、目標樹形・樹高を5.8m、枝張り2.9mと設定し、枝の生長量が1年間に30cm伸びると仮定すると3年間で90cm伸びることから、道路の限られた空間で目標樹形に収めるためには、3年に1回の骨格剪定を実施し、樹形をコントロールする必要があります。

なお、同一の樹種でも各路線において日照時間、土壌状態、排水状況等の諸条件の違いがあり、樹木の生長度合いは異なることから、標準的な剪定頻度として設定し、樹木の状態に応じて適切なタイミングで実施します。

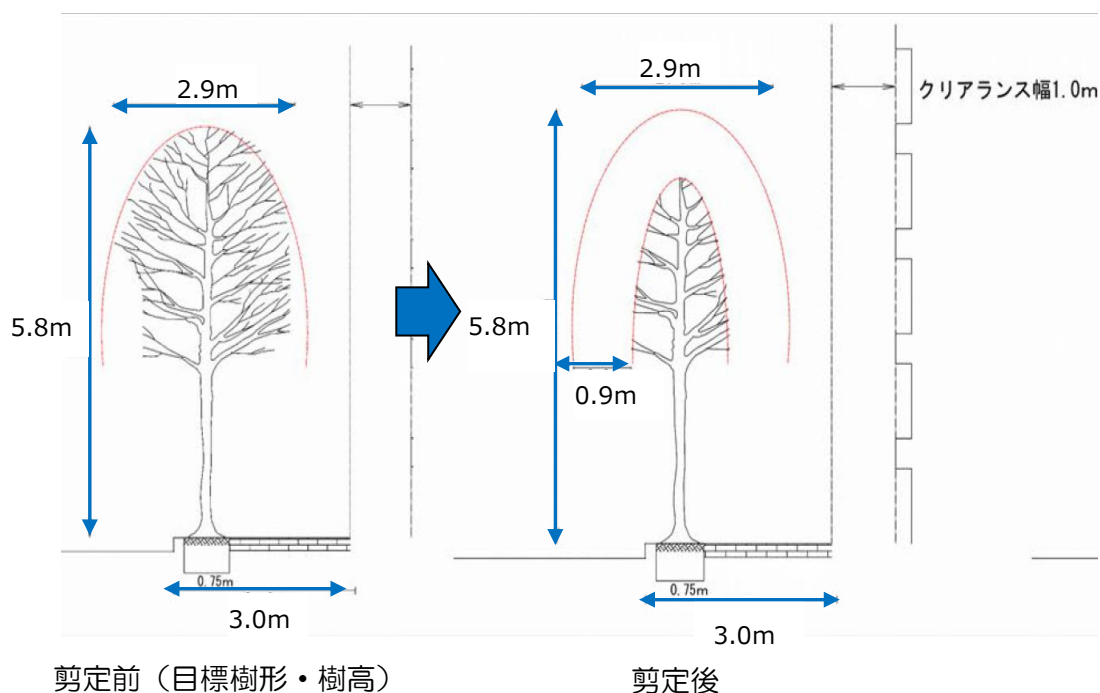


図 目標樹形・樹高と剪定頻度の設定イメージ（シラカシの例）

○表 剪定頻度（落葉樹の場合）のイメージ

樹種分類		幅員タイプ		骨格剪定の頻度
生長の早い樹種	イチョウ、トウカエデ、ケヤキ等	狭幅員	2.5m 未満	1 年に 1 回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	2 年に 1 回
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	3 年に 1 回
		広幅員	5.5m 以上	
生長の遅い樹種	ハナミズキ等	狭幅員	2.5m 未満	1 年に 1 回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	3 年に 1 回
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	
		広幅員	5.5m 以上	

○表 剪定頻度（常緑樹の場合）のイメージ

樹種分類		幅員タイプ		骨格剪定の頻度
生長の早い樹種	クスノキ、アラカシ、シラカシ等	狭幅員	2.5m 未満	1 年に 1 回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	3 年に 1 回
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	
		広幅員	5.5m 以上	
生長の遅い樹種	クロガネモチ等	狭幅員	2.5m 未満	1 年に 1 回
		中間幅員①	2.5m～3.5m 未満	3 年に 1 回
		中間幅員②	3.5m～5.5m 未満	
		広幅員	5.5m 以上	

（３）重点的な実施箇所

①実施箇所及び取組イメージ

街路樹は日々の都市生活の中で最も身近に感じるみどりです。特に市街化が進んだ本市において、街路樹は美しい都市景観を形成し、市民生活に潤いや憩いを与えてくれる重要なインフラです。

街路樹について、まずは市域全域を対象に、道路空間や周辺環境に応じた目標樹形・樹高を設定し、これに基づく計画的な剪定管理を行うことで、健全に育成します。さらに、街路樹において、美しい樹形や豊かな緑陰を形成することで、大阪を訪れる人が美しいまちと実感し、大阪に住む人が大阪の良さや身近な緑を実感できるよう、大阪市緑の基本計画＜2026＞（案）で位置づけている「みどりの都市魅力を創出するエリア」

を対象に、細やかな剪定を実施し景観・快適性の向上を図ることで、大阪が多くの人をひきつけ魅力ある都市となることをめざします。

具体的には、美しい樹形や緑陰形成を図る樹木を定め、目標樹形や樹高を設定します。また、都市の限られた空間の中で、樹木の景観向上や空間としての快適性の向上を図るため、樹木の形や大きさをコントロールするために実施する（骨格剪定）に加え、樹木の生育上不要な枝などを除くために実施する細やかな剪定（不要枝剪定）を1年に1回程度（骨格剪定を行わない年）実施します。

道路の空間特性や樹種に応じた剪定を行い、美しい樹形や豊かな緑陰を形成することで、都市の景観・快適性向上を図ります。



写真 美しい樹形や豊かな緑陰の形成イメージ（仙台市青葉通りの街路樹）

■不要枝剪定

内部の枝葉を透かし適度な緑量を維持

【美しい樹形】

樹木の自然樹形を生かした、
樹形を形成

【豊かな緑陰】

明るく、心地よい木漏れ日の創出

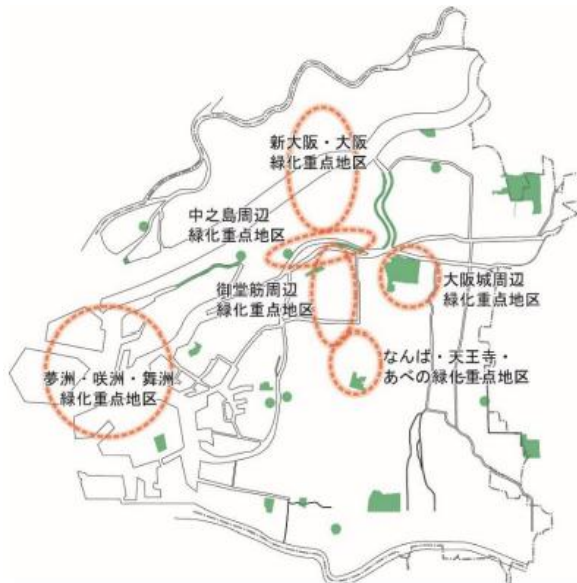
(参考) 大阪市緑の基本計画<2026> (案) で位置づけている「みどりの都市魅力を創出するエリア」

✓ 大阪市景観計画で定める重点届出区域



大阪市景観計画 (令和6年4月施行)

✓ 大阪市緑の基本計画<2026> (案) で定める緑化重点地区



大阪市緑の基本計画<2026> (案)

✓ 大阪市景観計画で定めるまちなみ創造区域



大阪市景観計画 (令和6年4月施行)

✓ 万博関連事業実施エリア



万博関連事業実施エリア

図 みどりの都市魅力を創出するエリア

②具体的な実施イメージ

実施にあたっては、「みどりの都市魅力を創出するエリア」内の対象路線ごとで、樹種や歩道幅員等の植栽環境に加え、緑化重点地区ごとの緑化方針等を踏まえた剪定が必要となります。万博関連事業実施エリアなど、継続して取り組めるものから、民間開発や道路改築などと連携して長期的なスパンで実施する箇所などがあります。緑化重点地区における実施箇所は、各地区ごとに現場状況等を踏まえ対象路線を検討しており、実施に当たっては、関係者と調整しながら段階的に進めていきます。

(※) 現在検討している対象路線については、参考資料-2のとおり

表 具体的な実施イメージ

項目	対象の街路樹	関連計画、具体箇所（例）
①	重点届出区域及びまちなみ創造区域で植栽環境として対応可能箇所	大阪市景観計画で定める重点届出区域及びまちなみ創造区域内
②	先行実施済みの路線	万博関連事業エリア（緑化重点、景観計画の重複箇所含む）
③	緑化重点地区における緑化の方針※に掲げる路線等	緑化重点エリア＜新大阪地区＞淀川とをつなぐ健全な街路樹育成 など
④	緑化重点地区における緑化の方針※を踏まえ、植栽環境として対応可能箇所	緑化重点地区＜新大阪地区＞＜大阪地区＞など
⑤	緑化重点地区における緑化等の方針※を踏まえ、民間開発と連携する箇所	緑化重点地区＜大阪地区＞うめきた2期など
⑥	緑化重点地区における緑化等の方針※を踏まえ、道路改築などの機会に実施	道路改築事業等と個別に調整

※緑化重点地区における緑化等の方針：大阪市緑の基本計画＜2026＞（案）

第4章 参照

〈公園樹〉

（１）公園内の植栽場所や周辺環境に応じた目標樹形・樹高及び剪定方針の設定

公園樹の維持管理にあたっては、街路樹と異なり、植栽された場所によって目的が異なることから、周辺環境も踏まえつつ公園内の植栽場所に応じた剪定方針等を定めます。

公園樹において、植栽場所に応じた剪定方針等を定めるにあたっては、外周植栽（道路側・民地側）及び一般園地（遊び場・広場、園路・通路沿い等）の2つの場所ごとに植栽の目的や役割、周辺環境に応じた剪定管理のための基本的な考え方を定めます。

外周植栽については、隣接地への越境など、周辺環境へ影響を及ぼさないよう配慮しつつ、樹木を健全に育成する視点から、周辺状況にあわせて目標樹形・樹高を設定し、これに基づいた剪定を行います。

また、一般園地に植栽されている樹木については、外周植栽に比べ、植栽環境に制約が少ないことから、原則、自然樹形を基本とすることとし、樹木を健全に保全育成していきます。これら一般園地に植栽されている樹木の樹高については、高所作業車による剪定管理を考慮したうえで剪定方針を設定し、保全育成する必要があります。

なお、本市で多く植栽されているケヤキやクスノキなどにおいては、民地への樹木の枝葉の越境防止や、高所作業車による維持管理の観点などから、樹木の健全性に配慮したうえで、強めの剪定による樹形の再生が必要になることがあります。

《場所ごとの剪定方針及び剪定方法》

○外周植栽（道路沿い・民地沿い等）

表 外周植栽の剪定方針

部位	剪定方針
出入口	✓ 出入口の視認性、見通しを確保するよう、見通しを遮る中低木は樹高を下げる剪定、高木は下枝を除去する剪定 ✓ 自然樹形での育成、開花は紅葉等の特性に配慮した管理、良好な樹形形成を意識した剪定
敷地外周 (道路側)	✓ 見通しを妨げる中低木の刈込みや高木下枝の除去 ✓ 夏の強い日差しを和らげるため、建築限界を確保しながら、可能な限り自然樹形に近い状態での樹形管理を実施
敷地外周 (民地側)	✓ 民地への支障、生活環境を確保する視点だけでなく、樹木を健全に育成する観点から、可能な限り樹形の形成を意識した剪定・間引きを実施

○一般園地（遊び場・広場、園路・通路等）

表 一般園地の剪定方針

部位	剪定方針
園路・通路	✓ 通行や見通しに支障が無いよう園路、通路沿いの中低木を低く抑える刈込み、高木の下枝除去
遊び場・広場	✓ 子どもの目線を遮る、死角を生じている中低木を低く抑える刈込みや間引き、高木の下枝除去 ✓ 緑陰や木漏れ日の下で安全に遊べるよう、自然樹形での育成、枯れ枝等の除去
休憩場所	✓ ベンチ背面や周囲の見通しを遮る中低木を低く抑える刈込みや間引き、高木の下枝除去 ✓ 夏の強い日差しを和らげ、緑陰や木漏れ日の下で安全に休憩、寛げるよう、樹冠を拡大
景観木 シンボルツリー	✓ 公園や地域のシンボルとなり景観を構成する樹木として、基本的に、自然樹形で育成 ✓ 開花や結実等を考慮した剪定

（２）適切な時期における適切な剪定作業の実施

《剪定作業、剪定時期》

剪定は樹木の樹高や樹形の維持の他、不要な枝を取り除くことで風通しや日当たりの改善、生育の促進のために行います。その目的や樹種により夏季や冬季など、適切な時期に実施し、骨格剪定や不要枝剪定など適切な剪定作業で行います。剪定作業や剪定時期については、街路樹と同様ですので、＜街路樹編＞を参照ください。

《剪定頻度について》

樹木は樹種により生長度が異なるため、樹種毎の生長量に応じた剪定により樹形管理を実施します。考え方は、＜街路樹編＞と同様の考え方で剪定頻度を設定します。

公園樹については、街路樹のように空間的制約のある場所である外周植栽と、植栽環境に制約がなく、本来の樹木の自然樹形での育成が可能な一般園地で分けをし、剪定頻度を設定します。

表 外周植栽（道路側・民地側）の剪定頻度のイメージ

部位	骨格剪定の剪定頻度
出入口	3年に1回
敷地外周(道路側)	
敷地外周(民地側)	

表 一般園地（遊び場・広場、園路・通路等）の剪定頻度のイメージ

部位	骨格剪定の剪定頻度
園路・通路	3～5年に1回
遊び場・広場	
休憩場所	
景観木、シンボルツリー	

(3) 重点的な実施箇所

①実施箇所及び取組イメージ

公園樹は公園の景観を形成し、公園を特徴づけ、市民生活に潤いや憩いを与えてくれる重要なインフラです。

公園樹について、まずは市域全域を対象に、植栽場所や周辺環境に応じた目標樹形・樹高を設定し、これに基づく計画的な剪定管理を行うことで、健全に育成します。さらに、公園樹において、美しい樹形や豊かな緑陰を形成することで、大阪を訪れる人が美しいまちと実感し、大阪に住む人が大阪の良さや身近な緑を実感できるよう、大阪市緑の基本計画＜2026＞（案）で位置づけている「みどりの都市魅力を創出するエリア」を対象に、細やかな剪定を実施し、景観・快適性の向上を図ることで大阪が多くの人をひきつけ魅力ある都市となることをめざします。

具体的には、美しい樹形や緑陰形成を図る樹木を定め、目標樹形や樹高を設定し、公園の景観向上や快適性の向上を図るため、樹木の形や大きさをコントロールするために実施する（骨格剪定）に加え、樹木の生育上不要な枝などを除くために実施する細やかな剪定（不要枝剪定）を1年に1回程度（骨格剪定を行わない年）実施します。都市公園の空間特性や樹種に応じた剪定を行い、美しい樹形や豊かな緑陰を形成することで、都市の景観・快適性向上を図ります。



写真 美しい樹形と豊かな緑陰のイメージ（鶴見緑地の公園樹）

■不要枝剪定

内部の枝葉を透かし適度な緑量を維持

【美しい樹形】

樹木の自然樹形を生かした、
樹形を形成

【豊かな緑陰】

明るく、心地よい木漏れ日の創出

(参考) 大阪市緑の基本計画<2026>(案)で位置づけている「みどりの都市魅力を創出するエリア」

- ✓都市を代表する都市基幹公園
- ✓地域を代表する地区公園、近隣公園

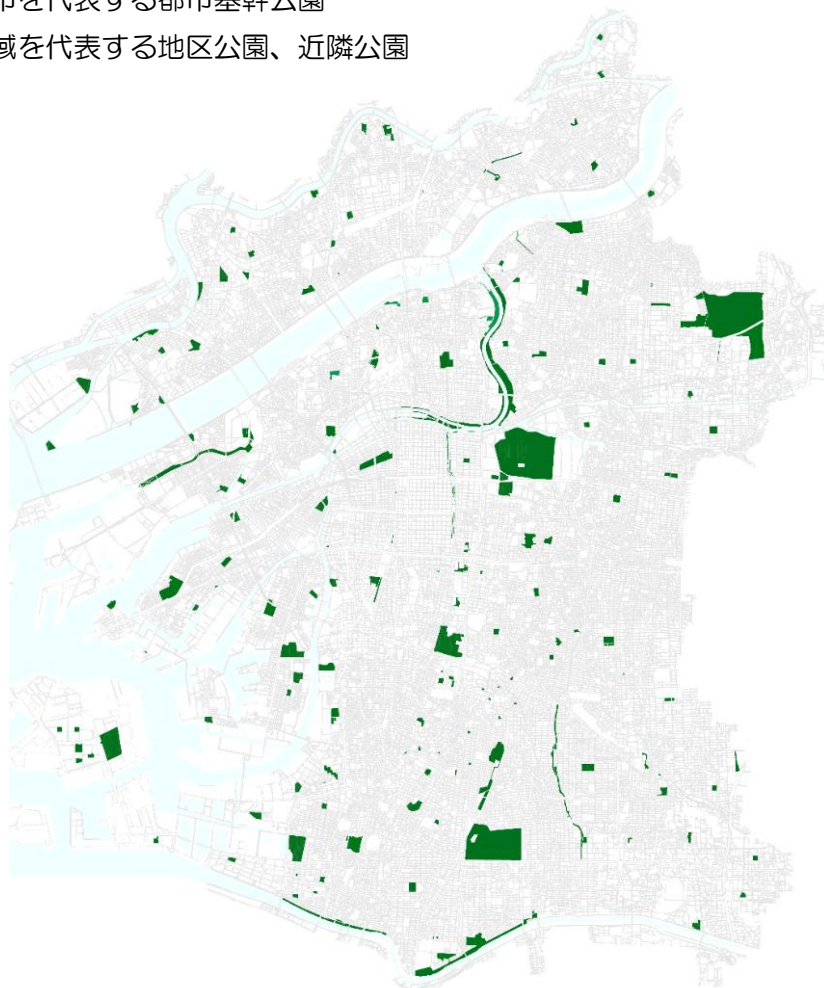


図 みどりの都市魅力を創出するエリア

②具体的な実施イメージ

実施にあたっては、対象となる公園において、公園ごとの個別計画（公園種別や施設内容等を踏まえ検討）や、樹木の植栽箇所を踏まえ、実施イメージを作成する必要があります。具体的には、公園種別ごとに実施イメージを作成し、重点的な実施箇所については、下表のとおり設定します。

表 公園種別ごとの実施イメージ

項目	対象の都市公園	実施イメージ
①	都市基幹公園（総合・運動）	公園ごとの個別計画により実施 （うめきた・長居・八幡屋公園等）
②	地区公園	下記箇所を中心に実施
③	近隣公園	下記箇所を中心に施設内容等を踏まえ検討

表 重点的に実施する植栽箇所

項目	重点的な実施箇所
①	外周部（特に入口周辺）
②	園路周辺
③	広場（シンボルツリー）

4-3 基本方針③ 着実な PDCA による持続的な維持管理（樹木管理の DX）

樹木の維持管理を持続的に推進するためには、維持管理の計画・評価・改善を行う計画など PDCA を回すマネジメントサイクルがかかせません。

また、樹木は生き物であることから、科学的に十分に解明されていない部分もあるだけでなく、気候変動などの外的影響も受けるため、維持管理の結果に関する予測には不確実性が伴います。そのため、維持管理計画を立案する際には、これまで蓄積された科学的知見などをもとにした仮説が必要とされ、事業を実施したあとはモニタリングにより仮説を検証し、新たに明らかになった事実に応じて、管理手法を再検討し必要な場合に修正する「順応的管理」の適用も不可欠になります。

さらに、限りある予算や人材の中で持続的かつ質の高い樹木管理を行うためには、業務の作業効率化、外部の専門家も含めた体制の見直し等が必要になります。そのため、樹木の管理状態の適切な把握に努め、蓄積されたデータにもとづき、より効率的・効果的なタイミングで維持管理を行うことが求められます。

樹木管理における DX を推進し新技術も活用することで、持続的な維持管理を実現します。

〈街路樹・公園樹共通〉

（１）定期的な点検、健全度調査等のデータに基づく計画的・効率的な管理

市民の生命・財産に関わる事故を未然に防止するとともに、樹木の機能を最大化させるため、樹木の点検及び健全度調査を定期的に行い、点検及び健全度調査により異常が確認された場合は、適切な改善処置を施すことで、樹木を健全に維持します。

点検・診断の実施にあたっては、目視で確認できる生育状況や樹木の異常等を記録し、カルテ形式にとりまとめることで、街路樹・公園樹の現状を的確に把握します。

① 巡視点検

巡視点検では、目視により樹木の異常（枯死、枯れ枝、ぶら下がり枝）及び道路交通への影響（通行障害、視距不良、視認障害）を確認します。

② 健全度調査

巡視点検では、確認することが困難な樹木の構造上の欠格や生育状況等を確認するため健全度調査を行います。職員及び委託業者による初期診断で樹木の異常又はその兆候が確認された場合は、必要に応じて専門家による外観診断や精密診断を行い、樹木の健全度を確認します。

《巡視点検》

巡視や立ち寄りによる点検



《健全度調査》

巡視点検より詳細な調査



調查例：腐朽診斷

評価・記録

[illegible]

樹木点検票

図 点検・健全度調査のイメージ

また、樹木ごとの情報を位置情報と連動したデータベースとして構築し、点検結果や改善処置などの維持管理情報を記録し引き継ぐことで、担当者が変更しても継続して計画的な維持管理が行える仕組みを構築します。

樹木情報のデータ化及びシステムでの一元化を進めることにより、点検結果及び点検に応じた対応履歴を紐づけることで、健全性の低い樹木の確認が容易になり、効率的に維持管理することができるようになります。

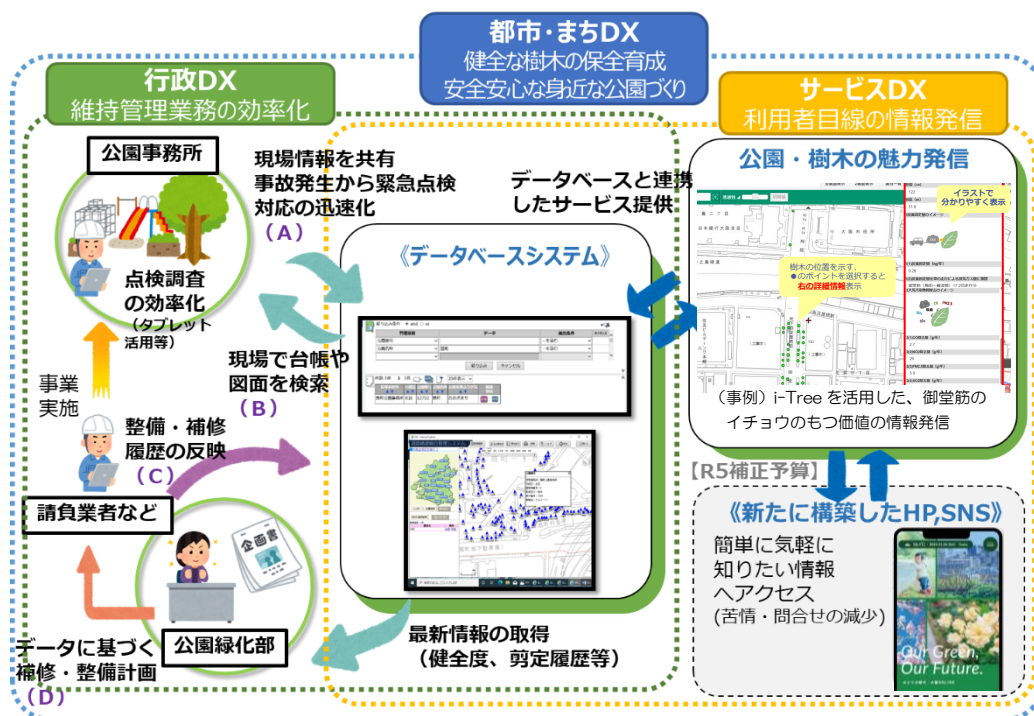


図 データベースを中心とした樹木情報の一元管理 イメージ

（２）樹木管理にかかるマニュアルの策定

剪定頻度や手法を定めた維持管理マニュアルを策定し、維持管理作業の標準化を図ります。

（３）効率的で質の高い維持管理に向けた人材育成及び管理体制の検討

限りある予算や将来の技術者不足が想定される中で、これまで以上の効率的な維持管理を実現するために、専門職を含む職員の能力向上に努めるとともに、民間企業の柔軟な発想や技術力を活かした質の高い維持管理の実現に向けて、適切な時期に適正な管理を行える契約方法を検討します。



写真 樹木医による健全度調査



写真 専門家による剪定指導

（４）改善と評価

本戦略を進めるにあたっては、各業務を推進するだけでなく、定期的な達成状況の確認と実施状況、社会・経済状況や地域のニーズの変化に応じて業務の見直しを行うことが重要です。本戦略の実現に向けた取組については、景観形成や安全性の確保、目標樹形・樹高の形成等、達成状況や効果を定期的に評価し、改善する PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACTION（改善）のサイクルを回しながら推進していきます。

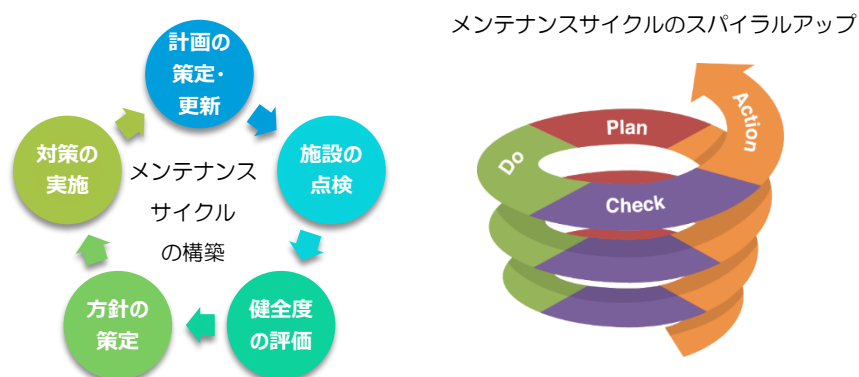


図 持続的な維持管理を実現するための仕組み（メンテナンスサイクルの構築）

戦略の実効性や進捗度等を把握するための指標を設定し、指標全体の数値や内容、個々の取組の達成状況、社会経済情勢等を総合的に判断し、適切な状況の把握に努めます。

戦略に掲げる将来像や維持管理目標の実現に向け、各種、取組を着実に推進するとともに、本戦略の進捗を管理するため、本市みどりのまちづくり審議会において、2030（令和12）年度に中間評価・検証を行います。

社会情勢の変化に対応するため、戦略の評価・検証を踏まえ、具体的な取組内容等について、適宜、追加・変更等を行うとともに必要に応じ進捗管理の手法を含め戦略を柔軟に見直します。

《数値目標》

大阪市緑の基本計画＜2026＞（案）では、みどりとの関わり方をわかりやすく伝え、2035（令和17）年までの計画期間におけるみどりのまちづくりを先導する「リーディングプロジェクト（以下「LP」という。）」を設定し、各取組のロードマップやめざすアウトプット（LP指標）などを設定することで、取組の実行性を高めています。

街路樹・公園樹に関連する取組として、**多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上【（1）－A】、市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成【（2）－A】の2つのプロジェクトを設定しています。**

本戦略では、戦略の実効性や進捗度等を把握するため、戦略の数値目標として、大阪市緑の基本計画＜2026＞（案）と整合を図るため、同計画で定めた指標を数値目標として設定します。

■大阪市緑の基本計画＜2026＞（案）で設定された街路樹・公園樹関連のLP 指標
 【（１）－Ａ】 多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上

まず前期（2026～2030（令和８～12）年）には、「みどりの都市魅力を創出するエリア」において、まちの状況や樹木の状態にあわせて、景観や快適性の向上に向けた目標樹形を定め、それに基づく丁寧な維持管理によって、美しい樹形や豊かな緑陰を形成し、景観や快適性の向上を図ります。

後期（2031～2035（令和 13～17）年）には、前期に形づくった樹形を維持しつつ、引き続き景観や快適性の向上に資する丁寧な維持管理を実施します。また、健全な樹木の保全育成を行うために、市内全域で行う取組（定期的な点検調査、道路や都市公園の改修時期等も考慮した計画的な更新など）も、前期・後期を通じ並行して実施していきます。

前期の取組を評価するためには、景観や空間としての快適性向上に寄与する豊かな緑が視野内でどれだけ増えたかを把握する必要があります。そのため、LP 指標としては、対象の路線・都市公園における緑視率を設定し、基準値及び目標値については、2025（令和 7）年度末頃に定めます。

後期の LP 指標としては、前期に高めた緑視率の維持などが想定されますが、2030（令和 12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期	審議会で中間振り返り	後期
ロードマップ	目標樹形・樹高の設定		目標樹形・樹高の維持、見直し
	植栽環境を踏まえた、樹形・樹高形成		樹形・樹高の維持、形成
	定期的な点検調査・計画的な更新		
LP 指標	対象の路線・都市公園における緑視率		前期の結果を踏まえ検討・設定 （緑視率の維持を想定）
	基準値	目標値	
	今後調査	今後設定	

図 【（１）－Ａ】 多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上
 ロードマップとLP 指標

以下に示す、将来イメージを目指していく中で、樹形の形成状況等を調査し、事業目的が達成できているか、多角的に検証していきます。



図 将来イメージ（再掲） 左：街路樹、右：公園樹

【(2)－A】市内全域における街路樹・公園樹の計画的な保全育成

まず前期（2026～2030（令和8～12）年）には、マネジメント戦略を早期に策定した上で、まちの状況や樹木の状態にあわせて、健全な樹木の保全育成に向けた目標樹形を定め、それに基づく樹木管理を実施します。後期（2031～2035（令和13～17）年）も、計画的な樹木の保全育成を引き続き行うことで、目標樹形の維持を図ります。また、前期・後期を通じて、全ての街路樹・公園樹を対象とした点検調査を定期的の実施し、データを蓄積しつつ、計画的な更新等にも取り組んでいきます。

前期のLP指標としては、街路樹・公園樹の樹木樹林率を設定し、剪定管理等の結果、全体としての樹冠投影面積が概ね維持されているかを確認します。一方で、個々の樹木の樹冠や樹形の変化を捉えるためには、個々の樹木のデータに基づく指標設定が必要であることから、1本当たり樹冠投影面積の指標設定について、前期で並行して検討・試行を進めます。

後期は街路樹・公園樹の樹木樹林率を維持しつつ、1本当たり樹冠投影面積を指標として導入することなどが想定されますが、2030（令和12）年の中間振り返りのタイミングで、前期の取組の進捗も踏まえ、改めて設定します。

	前期		審議会で中間振り返り	後期
ロードマップ	目標樹形・樹高の設定			目標樹形・樹高の維持、見直し
	目標樹形・樹高に基づく樹木管理			健全な樹木の保全育成
	定期的な点検調査・計画的な更新			
LP指標	街路樹・公園樹における樹木樹林率			街路樹・公園樹の樹木樹林率の維持（想定）
	基準値	目標値		1本当たり樹冠投影面積の増加（想定）
	2.5%	現状以上		

図 【(2)－A】 多くの人に認識される街路樹・公園樹の景観・快適性向上
ロードマップとLP指標

以下に示す、将来イメージを目指していく中で、樹形の形成状況等を調査し、事業目的が達成できているか、多角的に検証していきます。



図 将来イメージ（再掲） 左：街路樹、右：公園樹

4-4 基本方針④ 樹木の保全育成における多様な主体との連携と情報発信（樹木管理のDX）

街路樹・公園樹の健全な保全育成を進めていくため、美しい街路樹・公園樹のブランド化、多様なツールによる積極的な情報提供や魅力発信により、街路樹・公園樹への関心を高めることが必要となります。

また、街路樹や公園樹は、その地域に住む人や働く人にとって最も身近なみどりであり、親しみと誇りを持てる並木やシンボルツリーを形成していくために、地域の住民や事業者が公園樹、街路樹の維持管理に関わることのできる取組を充実させ、より一層の連携を図る必要があります。

〈街路樹・公園樹共通〉

（１）維持管理の取組に関する市民への分かりやすい情報発信

街路樹・公園樹の植栽などの緑化事業の推進や育成管理にあたってはインターネット等を広く活用し、ホームページなどでその目的や方針、考え方、取組など、様々な情報を積極的に発信し、市民の皆様に、本市の街路樹・公園樹の維持管理に対する関心や理解を深めていただく必要があります。

また、SNS を活用して本市からタイムリーに情報を発信するだけでなく、市民の皆様から寄せられた街路樹や公園樹の魅力の発信など、双方向でのコミュニケーションが可能な SNS がもつ特徴を最大限に活用し、街路樹・公園樹に関する情報発信を積極的に進めます。



ポータルサイトのホーム画面



ポータルサイトでの特集記事



SNS (X) での情報発信

図 情報発信の取組

(2) 樹木への愛着や維持管理への理解促進につながる樹木の魅力や価値の発信

生活の身近なところに植栽されている、街路樹や公園樹の1本1本の樹種や大きさなどの情報をホームページで手軽に知ること、市民の皆様にも、身近な緑に関心をもってもらうとともに、樹木がもつ多様な機能・効果を定量的に可視化することで、街路樹や公園樹をはじめとした身近な緑への理解を深め、愛着をもってもらうために、i-Treeを活用した樹木の魅力や価値を発信等に取り組んでいきます。R7年度から開始している御堂筋のように、市民の皆様にもよく知られている場所を対象に実施することで、多くの皆様にもどりへの興味・関心を持っていただけるように取り組んでいきます。

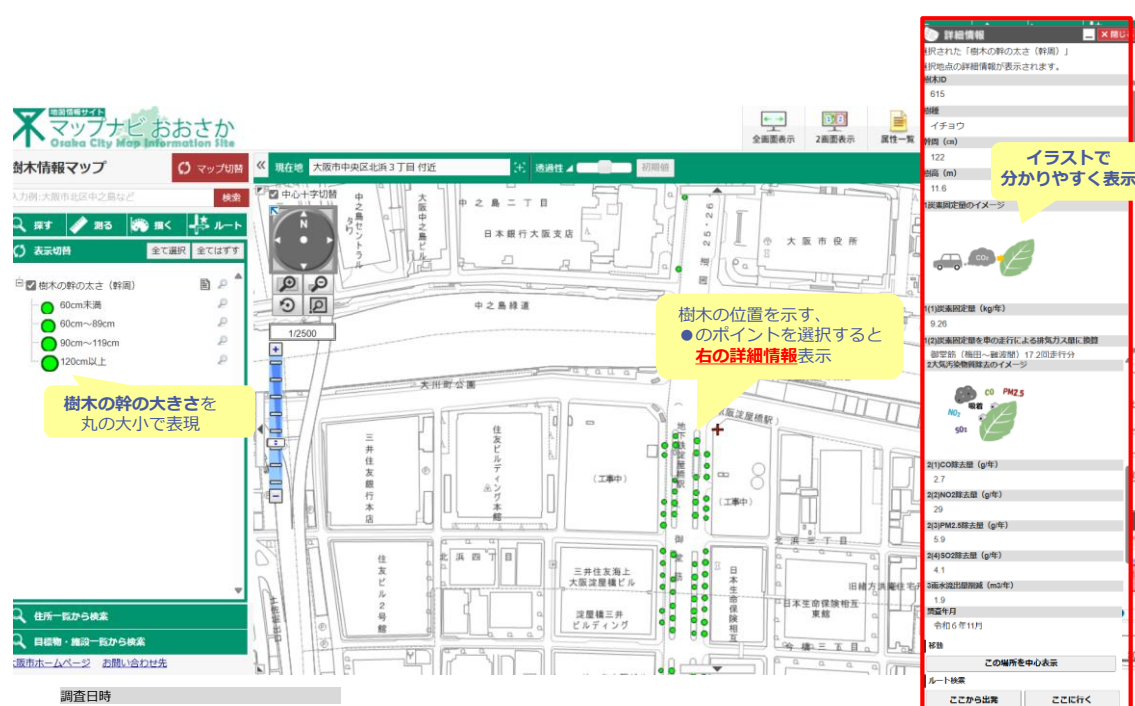


図 i-Tree を活用した、御堂筋のイチヨウのもつ価値の情報発信

（３）地域との連携推進（維持管理への寄付、樹木にかかる講習会、異常発生時の連絡等）

市民や事業者等の皆様に、街路樹や公園樹の植樹や育成に参加いただき、関心を持っていただけるよう、寄付金の募集制度のほか、樹木にかかる講習会など、市民の方が関心を持ってもらえるような取り組みも検討するなどして、地域との連携を推進します。

また、現在行われている樹木の異常発生時の連絡方法などについて、より多くの方に知ってもらい、日ごろから樹木を見守っていただくため、ホームページや SNS 等を活用しながら積極的に PR を行います。



図 おしえ太郎（道路、公園等不具合通報システム）の流れ